

預り金滞納の横領性

「自己の占有する他人の物を横領」すると刑法の横領罪に該当します。従業員が会社のお金を使い込んだらこれに該当します。それでは、給与から源泉徴収あるいは特別徴収という名前で天引きしている所得税や住民税を会社が資金不足で滞納している場合、横領していることにならないのでしょうか。

結 論的には、税金を滞納することは刑事処罰の対象たる横領罪にはなりません。

確 かに源泉徴収所得税、特別徴収住民税は従業員の給料から天引きされたものなので預り金の性質がありますが、従業員は税金の納税義務者ではなく、法律上の納税義務者は会社だからです。自ら

に納税義務がある税金を滞納しているだけのことです。

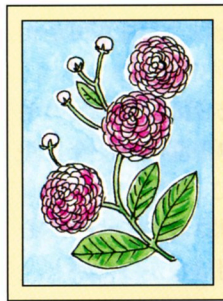
納 期限を守らないと会社に不納付加算税や延滞税や延滞金などのペナルティーが発生します。例え、延滞の原因が従業員の申告の故意や過失であったとしても、従業員に直接ペナルティーは課されません。ペナルティーの納付を拒否していると、会社の財産を差し押さえられることもあります。すなわち、滞納源泉税や滞納住民税は会社自らに納税義務がある税金の滞納なので「他人のもの」の横領にはなりようがないのです。

社 会保険料が正しく納められていない場合も、従業員に対し直接納入督促はされません。税金の滞納の場合と

同じく保険料の納入義務は従業員にはありません。

か つて、「従業員から強制的に徴収した社会保険料を社会保険庁に納入しないことは、横領その他刑法犯罪に該当するのではないか」との国会での質問があり、これに対して「横領罪が成立するためには、横領の対象となる物があることが前提で、保険料を滞納している事業主においては、資金繰りが悪化しているため、従業員に対して手取り分の給料を支払うために必要な資金をようやく調達しているだけであろうから、(そもそも、従業員給料より源泉徴収されることとなる被保険者負担分の保険料に相当する資金を当初から保有していないのが実態であるため)横領の対象となる物は存在しておらず、横領罪の成否を論じる以前の問題と認識している。」との政府答弁がされています。

北国や奥山にはまだ雪が残りますが、4月に入るとめっきり日も長くなり春爛漫の季節となります。
 菜根譚に「花看半開酒飲微酔」という言葉があります。花の見頃は五分咲きで、酒はほろ酔い気分が最高ということでしょう。
 そして、月末から5月にかけてゴールデンウィークが待っています。仕事、行楽ともに忙しくなります。
 5日清明、20日穀雨。



朝は考え、
 昼ははたらき、
 夕べに食し、
 夜は眠るべし。

(イギリスの詩人 ウィリアム ブレイク)

4月の税務メモ

(国 税)		(地方税)	
○ 3月分源泉所得税の納付 (特例適用者を除く)	12日	○ 3月分個人住民税特別徴収分の納付	
○ 2月決算法人の確定申告	15日	○ 給与支払報告書の異動の届出	
○ 8月決算法人の中間(予定)申告	30日	○ 2月決算法人の確定申告	
	"	○ 8月決算法人の中間(予定)申告	
	"	○ 非課税法人の住民税均等割の申告	
	(地方条例による)	○ 軽自動車税の納付	
		○ 固定資産税、都市計画税の納付	
		○ 固定資産税課税台帳の縦覧期間(1日から)	

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。